2　生活維持物品役務需要減等事業適応の円滑化等

⑴　事業者が、生活維持物品役務需要減等に対応して、その事業の合理化、多角化又は広域化その他の事業の効率化を目指して行う事業の全部又は一部の変更を「生活維持物品役務需要減等事業適応」とする。（第二条関係）

⑵　生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定等に関する規定を整備するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行うものとする等、生活維持物品役務需要減等事業適応計画に関する所要の規定を整備する。（第百四十条の二～第百四十条の二十七関係）

⑶　生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の認定等に関する規定を整備するとともに、生活維持物品役務需要減等事業適応支援体制の整備に関する所要の規定を整備する。（第百四十条の二十八～第百四十条の三十七関係）

第２　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正

１　地域経済牽引事業用地整備計画の承認等

地域経済牽引事業用地整備計画の承認等に関する規定を整備するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構は、承認地域経済牽引事業用地整備者の用地整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うものとする等、地域経済牽引事業用地整備計画に関する所要の規定を整備する。（第十二条の二～第十二条の七関係）

２　承認地域経済牽引事業計画に係る措置の拡充

⑴　重点促進市町村は、承認地域経済牽引事業用工場等の緑地面積率等につき、条例で、工場立地法の規定による準則に代えて適用すべき準則を定めることができることとする等、承認地域経済牽引事業用工場等に関する所要の規定を整備する。（第十八条の二、第十八条の三関係）

⑵　承認地域経済牽引事業用情報処理施設の所在地を給水区域に含む工業用水道事業者については、当該施設に対する水の供給を工業用水道事業として行う工業用水の供給とみなして、工業用水道事業法の規定を適用する。（第十八条の四関係）

⑶　地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象に、承認地域経済牽引事業のための施設の用に供する機械及び装置を加える。（第二十六条関係）

第３　貿易保険法の一部改正

１　特定引受業務に係る措置

⑴　本邦企業の供給網の強靭化の対応のため特に必要な日本国政府と日本国以外の国の政府との間の取決めとして経済産業大臣が定める取決めに係る貿易保険又は再保険の引受けに係る業務を「特定引受業務」とし、特定引受業務に関する所要の規定を整備する。（第十六条の二～第十六条の四、第三十五条、第三十八条の二関係）

⑵　株式会社日本貿易保険は、特定引受業務以外の業務と特定引受業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理するものとするとともに、特定引受業務に係る勘定を「特別勘定」とする等、区分経理に関する所要の規定を整備する。（第五条、第二十条の二、第二十条の三、第二十四条、第三十八条の二、附則第二条関係）

２　国債の交付等に係る措置

政府は、令和十一年三月三十一日までの間、国債を発行し、株式会社日本貿易保険に交付することができるものとするとともに、国債の交付、償還及び返還並びに特別勘定における剰余金の国庫納付等、国債に関する所要の規定を整備する。（附則第三条～第六条関係）

第４　附則

１　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２　この法律の施行状況に関する検討規定を設ける。（附則第二条関係）

３　所要の経過措置等を定める。（附則第三条～第六条関係）

４　その他所要の改正を行う。

―――――――――――――

◇外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（法律第三十号）（財務省）

１　銀行等の確認義務の見直し

有事規制の目的で許可を受ける義務が課されたもの以外のものとして政令で定める支払等及び銀行等が確認しなくても義務の履行が確保されるよう必要な態勢が整備されている者が行う資本取引に係るものとして政令で定める支払等について、銀行等による確認義務の対象から除く。（第十七条関係）

２　対内直接投資等の定義の見直し等

⑴　次に掲げる行為を「対内直接投資等」に該当する行為に追加する。（第二十六条第二項関係）

イ　本邦企業に対して一定の投資をしている海外法人等（以下「直接保有法人等」という。）の議決権の取得であって、新たに当該直接保有法人等の議決権の総数を直接又は間接に百分の五十以上保有することとなるもの

ロ　直接保有法人等又はその親会社等の役員の選任に係る議決権の行使であって、自ら又は自らの関係者により新たに当該選任に係る法人等の役員等の過半数を占めることとなるもの

⑵　財務大臣及び事業所管大臣は、国の安全等を損なうおそれが現に生じており、⑴の行為を行った外国投資家に対する命令によっては当該おそれをなくすることが著しく困難であるときは、直接保有法人等に対し、当該直接保有法人等が所有する本邦企業の株式等の処分その他必要な措置を命ずることができることとする。（第二十九条第九項関係）

３　国の安全等に係る措置に係る規定の整備

⑴　外国投資家は、対内直接投資等が国の安全等を損なう事態を生ずるおそれをなくするための措置（以下「国の安全等に係る措置」という。）又は特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれをなくするための措置（以下「国の安全に係る措置」という。）を講ずる場合に、当該国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置を届け出なければならないこととする。（第二十七条第一項、第二十八条第一項関係）

⑵　対内直接投資等又は特定取得に係る届出をした外国投資家は、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得を行ってはならない禁止期間において届け出た国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の内容を修正しようとするときは、当該修正を届け出ることができることとする。（第二十七条の三第一項、第二十八条の三第一項関係）

⑶　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置を届け出た外国投資家は、禁止期間の満了後に当該国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更を届け出なければならないこととする。（第二十七条の四第一項、第二十八条の四第一項関係）

⑷　財務大臣及び事業所管大臣は、事前届出又は変更の届出に対する審査により、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、外国投資家に対し、国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の修正を勧告することができることとし、当該勧告に従わなかった場合には、国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の修正を命ずることができることとする。（第二十七条第五項、第十項、第二十七条の四第二項、第二十八条第五項、第七項、第二十八条の四第二項関係）

⑸　財務大臣及び事業所管大臣は、変更の届出に対する審査により、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、外国投資家に対し、国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の変更の中止を勧告することができることとし、当該勧告に従わなかった場合には、国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置の変更の中止を命ずることができることとする。（第二十七条の四第二項、第二十八条の四第二項関係）